

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	自然保護課	整理番号	1-2
処分の種類	旧事業者への原状回復命令等			
根拠法令条例等・条項	自然公園法第15条、第16条第4項			
処分の概要	知事は、認可を受けた者がその国定公園事業を廃止した場合、認可が執行した場合又は認可を取り消した場合において、国定公園の保護のために必要があると認めるときは、当該者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			